次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
備考　第十号における用語の意義は、次に定めるところによる。 ［一・二　略］ 三　原油の「上限価格」とは、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年十二月外務省告示第四百四号。以下「上限価格を定める外務省告示」という。）別表１で定める価格をいう。ただし、上限価格を定める外務省告示の改正により、同告示別表１で定める価格が引き下げられた場合にあっては、当該改正の日より前に締結された契約による労務又は便益の提供（当該改正の日より前に船積みがされ、令和七年十月十七日までに船卸しがされるロシア連邦を原産地とする原油に係る労務又は便益の提供に限る。）についての上限価格は、当該改正の日の前日における上限価格とする。 ［四・五　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	備考　［同上］ ［一・二　同上］ 三　原油の「上限価格」とは、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿って、我が国が講ずる輸入等に係る禁止措置の対象となるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の上限価格を定める件（令和四年十二月外務省告示第四百四号。以下「上限価格を定める外務省告示」という。）別表１で定める価格をいう。 ［四・五　同上］

○経済産業省告示第百三十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次の表のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年九月十二日

経済産業大臣　武藤　容治

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。 １～６　（略） ７(1)～(8)　（略） (9)　次の表の上欄に掲げる国を原産地とする下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。	三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸入の承認を受けるべき場合は、６から８までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、６の貨物を輸入する場合においての６の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、７の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は８の貨物を輸入する場合においての８の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。 １～６　（略） ７(1)～(8)　（略） (9)　次の表の上欄に掲げる国を原産地とする下欄に掲げる貨物を輸入しようとする者は、別に定めるところにより、経済産業大臣の確認を受けなければならない。

国	貨物	
	関税率表の番号等	貨物名
ロシア	二七・〇九	原油であって、次のいずれかに該当するもの イ　その価格が、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与

国	貨物	
	関税率表の番号等	貨物名
ロシア	二七・〇九	原油であって、次のいずれかに該当するもの イ　その価格が、ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与